

被保険者のしおり

(契約概要・注意喚起情報)

失業信用費用保険

◎相談窓口

保障内容や告知を行うにあたってのご不明点、ご請求についてなどのご相談は、下記にご連絡ください。

カーディフ損害保険株式会社
カスタマーサービスセンター

通話
無料

0120-823-270

受付時間9:00~18:00(祝日、年末年始を除く月曜日~金曜日)



- このしおりはご加入いただく保険契約の内容をご理解いただくために、特に重要な事項(契約概要)、ご注意いただきたい事項や不利益となる事項(注意喚起情報)について、ご説明しています。
- ご加入にあたっては、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを被保険者となる方が、必ずご確認ください。ご了承ください。
- このしおりは、大切に保管してください。

! 保険契約のご加入をお断りした場合、あるいはご利用予定のローンが成立しなかった場合は、この保険契約の被保険者とはなりませんので、ご了承ください。

商品のしくみをご確認ください。

！ この保険の対象となる方について

- 被用者の方、自営業者、会社役員、公務員がこの保険契約へご加入いただけます。
- 就業されていない方は、ご加入いただけません。

商品概要

1 失業信用費用保険

勤務先の倒産、会社事由による解雇など(非自発的事由)によって、失業状態となったとき月々のローン返済額を保障します。

就業意思があるにもかかわらず失職し、再就職できない状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローンの返済日が到来した場合に保険金をお支払いします。

失業状態とは？

この保険の「失業状態」とは、離職を余儀なくされ、労働の意思および能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない下記等の「非自発的失業状態」のことをいい、雇用保険法における失業の認定基準に準じて失業状態の認定を行います。

- 勤務先の倒産、会社事由による解雇、平成13年4月1日施行「雇用保険法」の特定受給資格者に規定された一時的な希望退職、退職勧奨等により、本人が労働の意思および能力を有する(いつでも就労できる状態)にもかかわらず失職し、再就職できない状態
- 被保険者が自営業者の場合は、大口取引先の倒産、急激な業績悪化などの突発的な事象により廃業を余儀なくされた場合のことをいい、高齢化、傷病等により働けなくなった場合や後継者難等による自発的な理由での廃業は、非自発的失業状態には該当しません。

例

非自発的失業状態となる例

- ・ 台風・火災等によって事業資産が滅失したことにより、事業を継続できなくなった場合
- ・ 取引先が倒産したことにより事業を継続できなくなった場合

非自発的失業状態とならない例

- ・ 後継者がいないことを理由に、事業を廃止することにした場合
- ・ 傷病を負ったため働けなくなり事業を廃止することにした場合
- ・ 高齢となったことを理由に、事業を廃止することにした場合

❶ 失業中でも、病気やケガ等により、すぐに働けない場合などは、「非自発的失業状態」には該当しません。

❶ 詳しくは、「保険金が支払われる場合」、「保険金が支払われない主な場合」をご確認ください。

この保険の加入申込みに、書面にかえて電磁的方法(Web画面への入力)により手続きいただいた場合は、この「被保険者のしおり」は、次の表記を読み替えてください。

申込書／告知書／同意書／書面	▶	Web画面
記入	▶	入力

用語の説明

被保険者	この保険の対象となる方(保障の対象となる方)のこと。
待機期間	責任開始日から起算した所定の期間をいい、この期間に発生した非自発的失業状態については、保険金を支払いません。
免責期間	非自発的失業状態が開始した日から起算する所定の期間をいい、この期間については保険金を支払いません。
保険金額	万一事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保障額のこと。
倒産	次のいずれかに該当する事態をいいます。 ● 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始、または主務官庁の命令、決定等による業務の停止等。ただし、被保険者が自営業者または個人事業主の場合には、非自発的事由による廃業を含みます。 ● 手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行なっている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされること。
離職	雇用関係にあった事業主と被保険者の雇用関係が終了することをいいます。ただし、被保険者が公務員の場合は、その被保険者が退職することをいい、被保険者が法人の経営者または役員の場合は、その被保険者が退任することをいい、被保険者が自営業者または個人事業主の場合は、その被保険者が廃業することをいいます。

❶ この「商品概要」について詳しくは、以降に記載の内容をご確認ください。

失業信用費用保険の機能と目的

この保険契約は、銀行などの金融機関を保険契約者とし、保険契約者である金融機関からローンをお借入れになるお客さまを被保険者とする団体保険契約です。

被保険者が、ローン返済期間中に、非自発的失業状態(前ページ参照)となり、所定の条件を満たした場合に保険金をお支払いすることで、被保険者の生計の安定を図るための保険です。

ご加入にあたっては、この保険の機能と目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

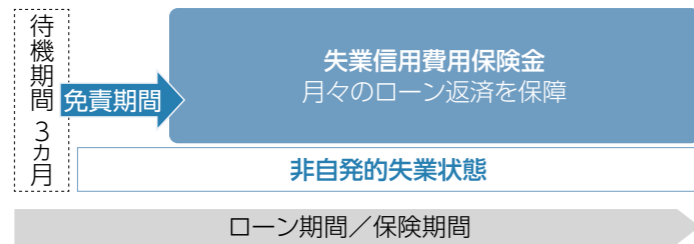
商品のしくみ

保険契約者	株式会社 イオン銀行
被保険者	上記の保険契約者からローンをお借入れになるお客さま ※以下「ローン債務者」といいます。
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社 ※以下「保険会社」といいます。 東京都渋谷区桜丘町20-1 渋谷インフォスタワー9F
保険の種類	失業信用費用保険
保障開始日	保険会社が、「申込書兼告知書兼同意書」により加入を承諾した場合、ローン融資実行日(すでに融資を受けているローン契約者が申し込む場合は、加入承諾日)を「責任開始日」とし、責任開始日から起算する待機期間満了日の翌日から保険契約上の保障を開始します。 ❶ ローン融資実行日、加入承諾日からすぐにこの保険契約による保障が開始するわけではありませんので、ご注意ください。
待機期間	3ヵ月
保障終了	以下の場合、保険契約から脱退し、保障は終了となります。 ● 債務の完済、ローン契約の無効・取消または解除によりローン契約が終了したとき ● ローンの返済が遅延したこと等により、金融機関等から残存債務の即時返済を求められ、金融機関等に対する債務が消滅したとき ● 所定の支払限度期間分の保険金が支払われ、支払限度期間が終了したとき ● ローン債務者が所定の年齢に到達したとき ❶ 被保険者の事情により脱退を希望されるときは金融機関等にご相談ください。
保険料	保険契約者が負担します。
保険金請求時の連絡先	保険契約者にご連絡をお願いします。
配当金	なし
返戻金	脱退や解約による返戻金はありません。

保障内容をご確認ください。

○ 保険金が支払われる場合

しくみ図



失業信用費用保険 ▶ 月々のローンの保障

保険金の種類	失業信用費用保険金
被保険者	ローン債務者
保険金受取人	被保険者の同意を得た保険契約者
保険金が支払われる場合	被保険者が待機期間満了日の翌日以降に非自発的失業状態におちいり、その状態が所定の免責期間を超えて継続し、ローンの返済日が到来したとき。
免責期間	1ヵ月
保険金額	保険金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月は、その返済額と月々の返済額) ①年間支払額は2,400万円以下とします。
支払回数(支払限度期間)	1回の非自発的失業状態において、下記「てん補期間」を限度とする。 また、通算する「支払限度期間」をもって終了する。これと同時に被保険者の資格はなくなる。 てん補期間：6ヵ月 支払限度期間：36ヵ月

- ① 非自発的失業状態が開始した時以降に増加した債務については、その失業中は保険金のお支払いの対象となりません。
- ② 支払われる保険金額には、延滞利息は含まれません。
- ③ ローンの返済日が土日、祝日の場合のご注意
この保険契約において、ローンの約定返済日が土日、祝日の場合は、実際に返済が行われる日を返済日とします。

保険金が支払われない場合をご確認ください。

✕ 保険金が支払われない主な場合

下記の場合、保険金をお支払いできません。

失業信用費用 保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が次のいずれかの事由により失業状態に該当したとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者および保険金を受取るべき者の故意または重大な過失 ・ 被保険者の犯罪行為 ・ 戦争その他の変乱 ・ 地震、噴火または津波 ・ 被保険者の精神障害*1 ● 被保険者の区分に応じ、それぞれ次のいずれかの事由により失業状態に該当したとき 【被用者の方(雇用保険加入者および雇用保険法に定める被保険者以外の被用者)】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇 ・ 被保険者の自己の都合による退職 ・ 定年に達したことによる退職 ・ 契約期間の満了による雇用関係の終了 【自営業者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ・ 被保険者の高齢、傷病または後継者不在等、自発的事由による廃業 【会社役員】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ・ 被保険者の自己の都合による退任 ・ 定年に達したことによる退任 ・ 任期の満了による退任 【公務員】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による離職 ・ 被保険者の自己の都合による退職 ・ 定年に達したことによる退職 ・ 任用期間の終了による任用関係の終了 ・ 刑に処せられたことによる退職 ・ 懲戒免職 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したことによる退職 ● 責任開始日より前に失業状態の原因となった離職の日がある場合

*1：精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード	分類項目	基本分類コード
アルツハイマー(Alzheimer)病の認知症	F00	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
血管性認知症	F01	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
他に分類されるその他の疾患の認知症	F02		
詳細不明の認知症	F03	統合失調症	F20
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04	統合失調症型障害	F21
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F05	持続性妄想性障害	F22
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F06	急性一過性精神病性障害	F23
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F07	感応性妄想性障害	F24
詳細不明の器質性または症状性精神障害	F09	統合失調感情障害	F25
アルコール使用(飲酒)による精神および行動の障害	F10	その他の非器質性精神病性障害	F28
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11	詳細不明の非器質性精神病	F29
大麻類使用による精神および行動の障害	F12	躁病エピソード	F30
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13	双極性感情障害(躁うつ病)	F31
コカイン使用による精神および行動の障害	F14	うつ病エピソード	F32
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15	反復性うつ病性障害	F33
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16	持続性気分[感情]障害	F34
タバコ使用(喫煙)による精神および行動の障害	F17	その他の気分[感情]障害	F38
		詳細不明の気分[感情]障害	F39
		解離性[転換性]障害	F44
		身体表現性障害	F45
		産じよく(褥)に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
		広汎性発達障害	F84
		精神障害、詳細不明	F99

重要なお知らせをご確認ください。



「告知」についての重要事項

以下は、告知を行う際の重要な事項です。告知を行う前に必ずご確認ください。

告知義務

被保険者には保険契約上重大なことがらについて、ありのままを正しく告知していただく義務があります。

- ご加入時のお申込みにあたっては、ご職業などについて書面でおたずねし、これらの内容にもとづいて保険契約をお引受できるかどうか決めさせていただいております。
- 他の被保険者との公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。

告知受領権

保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)、金融機関の職員等は告知を受領する権限がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面をご提出ください。

正しく告知されない場合のデメリット(告知義務違反)

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、告知義務違反として、保険契約を解除することがあり、保険金が支払われない場合があります。

ご職業が変更になる場合のご注意

雇用保険の対象とならないご職業に変更となる場合は、保険会社までご連絡ください。



お申込みの撤回等はできません



この商品は金融機関等が保険契約者となる団体保険契約のためお申込みの撤回または保険契約の解除(クーリングオフ)の適用対象となりません。

保険金の請求についてご確認ください。



保険金を請求するには？

保険金の請求について

- 被保険者が「保険金が支払われる場合」に該当されたときだけでなく、お支払いの可能性があるとと思われるとき、ご不明な点が生じたときにも、すみやかにご連絡をお願いします。

請求に必要な書類

- 下記以外の書類をご提出いただく場合もあります。

雇用保険加入者の方

- 保険金請求書
- 保険会社の定める、勤務先等による離職に関する報告書
- 保険会社の定める、被保険者による失業の状況に関する申告書
- 非自発的失業を証明する書類
- 雇用保険手続書類の写し
- 再就職活動状況を証明する書類(職業安定所での就職相談の履歴、応募書類、応募結果通知、採用証明書など)
- 返済予定表など融資日、返済日、返済額、ローン種類等のわかる書類

雇用保険非加入者の方

- 保険金請求書
- 保険会社の定める、被保険者による失業の状況に関する申告書
- 非自発的失業を証明する書類
 - ・自営業者 …………… 個人事業の開廃業届け、過去3期分の確定申告書、過去3期分の損益計算書(青色申告の場合)、過去3期分の収支内訳書(白色申告の場合)
 - ・会社経営者、役員 …………… 登記簿謄本、取締役会の議事録、官報
 - ・公務員 …………… 退職勧奨通知(勧告)書、勸奨退職願、勸奨退職承認書
 - ・派遣労働者 …………… 解雇通知、保険会社の定める勤務先等による離職に関する報告書
 - ・65歳以上の高齢者 …………… 解雇通知、保険会社の定める勤務先等による離職に関する報告書
- 再就職活動状況を証明する書類(職業安定所での就職相談の履歴、応募書類、応募結果通知、採用証明書など)
- 返済予定表など融資日、返済日、返済額、ローン種類等のわかる書類

保険金のお支払い時期

ご請求のお手続きが完了した日を含めて30日以内に保険金のお支払いに必要な確認を終え、保険金をお支払いします。

ただし、確認に特別な照会または調査が必要となり30日以内にお支払いができない場合は、その確認する事項と確認を終える時期を通知します。

時効



保険金を請求する権利は、支払事由の発生の時から3年間請求がない場合には消滅します。

保険金の請求についてご確認ください。

保険金の代理請求人制度 (保険金受取人が被保険者の場合)

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、次に掲げる方のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を保険会社に申し出て、保険会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求できます。

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②「①」に規定する方がいない場合または「①」に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③「①」および「②」に規定する方がいない場合または「①」および「②」に規定する方に保険金を請求できない事情がある場合には、「①」以外の配偶者または「②」以外の3親等内の親族

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合の具体例

- 事故や病気等で寝たきり状態となり、被保険者が保険金を請求する意思表示ができない場合
- 病名が医師から被保険者に告知されず、ご家族のみが知っている場合など

保険金お支払い後の注意事項

- 代理請求をされた方に保険金をお支払いした場合には、その後被保険者からその保険金についてご請求を受けても、重複してのお支払いはしません。
- 保険金をお支払いすることにより、ローンの返済が不要となり、債務の引き落としがされなくなること等の理由により、被保険者が病名に気づいてしまう場合があります。

! 万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していることや加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求人制度など)をお伝えください。

その他ご留意いただきたいこと

重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約が解除されることがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由の原因を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められた場合
- ⑤「①」から「④」までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、「①」から「④」までの事由がある場合と同程度に保険会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

❶「①」から「⑤」までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生したその支払事由に対しては、保険金はお支払いできません。

契約の無効および取消し

■無効

- 次に掲げる事実があった場合は、ご契約が無効になることがあります。
- 保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約をした場合
 - 被保険者の同意を得なかった場合(ただし、被保険者が保険金受取人である場合は除きます。)

■取消し

詐欺または強迫によって締結されたご契約は、取り消されることがあります。

保険会社が経営破綻した場合

万一保険会社が経営破綻した場合、保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、破綻時の保険会社の財務内容により保険金の額が削減されたりする場合があります。また、この保険契約は、損害保険契約者保護機構の保護対象ではありません。詳細は保険会社までお問合わせください。

引受保険会社への苦情・ご相談窓口

カーディフ損害保険株式会社へのご不満やご要望等につきましては、下記お客さま相談室までご連絡ください。

お客さま相談室 0120-823-270

指定紛争解決機関

カーディフ損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。カーディフ損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は下記保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン TEL 03-5425-7963

受付時間 9:00～17:00

(12:00～13:00、祝日、年末年始等を除く月曜日～金曜日)

ホームページ <http://www.hoken-ombs.or.jp/>

その他ご留意いただきたいこと

個人情報の取り扱いについて

この保険契約へのご加入にあたっては、この個人情報の取り扱いについてご同意いただく必要があります。ご同意いただけない場合、この保険契約にご加入いただくことはできません。

■個人情報の取得について

「申込書兼告知書兼同意書」に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、借入金額・期間等)(以下、「個人情報」といいます。)は、当該書面に記載の保険契約者である金融機関等(以下、「保険契約者」といいます。)が取得し、保険契約者が保険契約を締結する保険会社(共同保険引受会社)を含みます。以下同じ)に提供します。

Webサイトで入力いただくお客さまの個人情報については、保険会社が取得します。

また、保険会社は、本保険契約の対象となるローン契約の返済額、返済日等のお取引内容に関する個人情報について、保険契約者から提供を受けこれを取得します。

Webサイトで入力いただく場合は、保険会社は、ご入力いただく個人情報にもとづいて、保険金額(借入額)および借入期間(保険期間)等保険加入に必要な情報を保険契約者から取得します。

■利用目的について

保険契約者は、本保険契約の運営において入手する個人情報を、本保険契約の事務手続きのために利用します。また本保険契約の加入可否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。

保険会社は、取得したお客さまの個人情報を、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務や、保険会社関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実等に利用します。

■機微(センシティブ)情報の取得、利用について

機微(センシティブ)情報である人種、民族、信条、門地、本籍地、保健医療、性生活、犯罪経歴、または労働組合への加盟に関する情報については、保険業法施行規則にもとづき、保険事業の適切な業務運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

保険会社は、これらの情報については、限定されている目的以外では取得、利用しません。

■保険会社から保険契約者への個人情報の提供について

保険会社は、加入可否結果等保険契約の運営に必要な情報を保険契約者に提供します。

保険契約者は、提供された個人情報を本保険契約の事務手続きのために利用します。また、本保険契約の加入可否結果をローンのお借入れに際し利用することがあります。

■再保険会社への個人情報の提供について

保険会社は、引受リスクを適切に管理するために再保険(再々保険以降の出再を含みます。)を利用することがあります。

そのため、再保険引受会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに利用することを目的として、当該業務遂行に必要なお客さまの個人情報(氏名、性別、生年月日、保険金額等の保険契約内容に関する情報、および当該保険契約に関する引受けおよび支払査定時に利用する告知書記載事項(電磁的方法による場合を含む)を含む保健医療等の機微(センシティブ)情報等)ならびに保険会社における支払結果を再保険引受会社に提供することがあります。

■個人情報の継続利用について

今後、借入金額(保険金額)および借入期間(保険期間)等、お客さまの個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き保険契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

また、引受保険会社は、今後、変更される場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

■個人情報の共同利用について

保険会社が取得したお客さまの個人情報は、個人情報を共同利用するカーディフ生命保険株式会社が取得・利用することがあります。

その際、保健医療等に関する機微(センシティブ)情報は、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務上必要な範囲で取得・利用します。

■保険会社における個人情報の取り扱いの詳細について

保険会社におけるお客さまの個人情報の利用、管理およびそれらの目的等、取り扱い、共同利用についての詳細は、ホームページ <https://nonlife.cardif.co.jp/> にて、ご確認ください。